

学校における働き方改革取組方針(令和5年度～令和7年度)【概要】

令和5年4月 呉市教育委員会

○ 改訂の趣旨

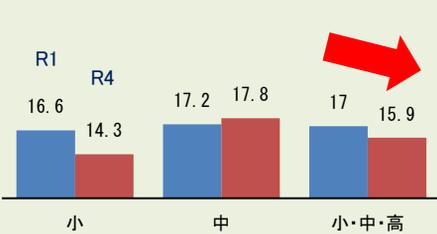
【これまでの経緯】

平成30年11月	「学校における働き方改革取組方針(平成30年度～平成32年度)」の策定	《市教委》
平成31年1月	「公立学校の教師の勤務時間に関するガイドライン」の策定	《文科省》
令和元年12月	「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正	《文科省》
令和2年1月	「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の公示	《文科省》
3月	「学校における働き方改革取組方針(令和2年度～令和4年度)」の改定	《県教委》
4月	「呉市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」の制定	《市教委》
	「呉市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」の策定	《市教委》
令和2年5月	「学校における働き方改革取組方針(令和2年度～令和5年度)」の改定	《市教委》

○ これまでの取組及び現状

- ◆ 「学校における働き方改革取組方針」「運動部活動の方針」「文化部活動の方針」の策定
- ◆ 学校評価及び人事評価への働き方改革に関する評価の位置づけ
- ◆ 「学校の事務軽減化推進プロジェクト委員会」による発出文書の見直し
- ◆ 指導記録(週案)及び年間指導計画の簡素化 ◆ 市教委主催研修の見直し、削減 ◆ 留守番電話の導入
- ◆ 成績処理システム、通知表作成システムの導入 ◆ 指導要録の電子化 ◆ 学校一斉閉庁の実施
- ◆ 「在校等時間管理システム」の導入 ◆ 児童生徒及び教職員への一人1台タブレット端末の貸与

教職員の1週間当たりの時間外及び持ち帰りの時間数(時間)



小・中・高で1.1時間減少した。特に、平日及び週休日の時間外勤務が減少した。

児童生徒と向き合う時間が確保できていると感じる教職員の割合(%)



小・中・高で18.6ポイント増加した。ただし、感染症拡大防止のための学校行事の中止等の影響も考えられる。

月あたりの時間外勤務が45時間以内の教職員の割合(%)



小・中・高で13.0ポイント増加したが、70%に達していない。また、月あたり80時間以上の者の割合は3.4%である。

○ 目標・成果指標

①児童生徒と向き合う時間の確保(継続)

「学びの変革」の円滑な実施や新たな教育課題等へ適切に対応できる学校体制を構築し、限られた時間の中で、教職員の児童生徒と向き合う時間を確保することで教育の質の向上を図る。

- ◆ **児童生徒と向き合う時間が確保されていると感じる教職員(管理職を除く)の割合を80%以上とする。**

②長時間勤務の縮減(継続)

教職員以外も含めた学校全体の長時間勤務を縮減し、一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりを推進する。

◆ 時間外在校等時間

原則年360時間以内及び月45時間以内

(参考)令和4年度: 45時間以内の者の割合約67%(小・中・高)

○ 取組の柱

①学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

【重点】

教育情報ネットワーク環境の整備及びGIGAスクールの運営支援

②部活動指導に係る教職員の負担軽減

【重点】

部活動の指導体制の在り方の見直し(中学校の部活動の地域移行に係る検討等)

③学校における組織マネジメントの確立

【重点】

学校における勤務時間管理の徹底(在校等時間管理システムの活用等)

④教職員の働き方に対する意識の醸成

【重点】

働き方・時間管理の意識改革(教職員の働き方改革に対する意識の醸成)